

高齢者・障がいのある方を対象とした アユカ(岐阜バスICカード)の助成を行います!!

交通弱者である高齢者や障がいのある方を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化したバス事業者を支援し、路線の維持・確保に資するため、今年度も助成額を1,000円増額します。**対象者への個別案内は行いません**ので、助成を希望される方は期間中に窓口で申請をお願いします。



● 受付期間

5月18日(火)～6月18日(金)

※土日除く 午前9時～正午、午後1時～5時

18～19日	柱本、高屋地域の方	役場1階 まなびの広場
20～21日	芝原地域の方	
24～25日	北方、加茂地域の方	
26日～28日頃	指定なし	
31日頃～6月18日	指定なし	役場2階 政策財政課

※窓口の混雑緩和のため、お住まいの地域ごとに受付日を上記のとおり特別に設けます。お急ぎでない方は26日以降に申請をお願いします。**期間中は申請いただいた方全員に助成をいたしますので、慌てずにお越しください。**また、申請時はマスクを着用し、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします。混雑時は入場制限をすることもありますのでご了承ください。5月28日頃までは庁舎1階「まなびの広場」に臨時窓口を開設します。

今年度は現金とチャージ機を使用せず、専用のPCによりチャージをし、接触の軽減を図ります。

● 対象者

申請時に町内在住、在宅の方で、以下のいずれかに該当する方

- ・令和3年4月1日現在で70歳以上の方
- ・令和3年4月1日現在で各種障害者手帳の交付を受けている方

● 助成内容

	自己負担額	助成内容 (前年度に引きつづき、1,000円増額して助成します)
新規交付	1,000円	5,000円のアユカ(無記名)を後日交付 (4,500円分のバス運賃と保証金500円)
積み増し	1,000円	5,000円をその場で積み増し ※残高が15,000円を超えていると積み増しができません。ただし15,001円～16,000円までの人は4,000円の積み増しをすることも可能です。

各種障害者手帳をお持ちの方は、岐阜バス営業所で障がい者カードを作成することができます。

※障がい者カードとは

通常運賃の半額で乗降ができます。ただし、カードに有効期限があるため、岐阜バス営業所で1年ごとに更新の手続きをしていただく必要があります。

● 申込方法

申請書に必要事項を記入し、役場窓口へ提出 ※申請書は受付窓口又はホームページで入手できます。

● 持ち物

- 申請書 ● 本人確認書類 (免許証、保険証、各種障害者手帳等)
- 1,000円 ● アユカ (積み増しの方のみ：申請者本人の記名カード又は無記名カード)

● 注意事項

- ・代理申請もできますが、代理の方の本人確認書類と、申請者の本人確認書類及び申請書をお持ちください。
- ・6月18日(金)までに申請のない場合は、辞退されたものとみなします。

一般の方を対象としたアユカ助成は、7月頃の開始を予定しています。状況によっては時期が変更になる場合もあります。詳しくは、広報やホームページで改めてお知らせします。

問 政策財政課 ☎322-9936 福祉子ども課 ☎323-1119